

報告事項

大和郡山市生産緑地地区の新規指定について

1. 生産緑地地区の推移

指定当初 平成4年12月25日	→	本日の都市計画審議会終了後 (予定)
102地区		67地区
15.30ha		9.47ha

2. 生産緑地地区に関する動向（都市緑地法等の一部を改正する法律 H29公布）

- ① 生産緑地地区の一律500㎡の面積要件の緩和
→ 条例制定（平成31年3月19日施行）
- ② 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置が可能
- ③ 生産緑地の買取り申出が可能となる時期の延期（30年経過後は10年ごとに延長可）
→ 特定生産緑地の申出（平成30年10月受付開始）

3. 県内（12市）の新規指定の状況

生駒市、天理市、大和高田市の3市で実施

4. 生産緑地地区に関する都市計画を定める際の留意事項

【生産緑地法 第3条第6項】

生産緑地地区に関する都市計画は、都市緑地法第4条第1項に規定する基本計画が定められている場合においては、当該基本計画に即して定めなければならない。

→ 大和郡山市緑の基本計画（令和3年3月改定）

生産緑地の追加指定について検討を進める。

5. 新規指定条件(案)

- ① 現に営農の用に供されている農地であること
- ② 著しく急傾斜のがけ地でないこと
- ③ 極端に不整形な土地でないこと
- ④ 道路法第2条に規定する道路に2m以上接していること
- ⑤ 安全性を確保するため等、やむを得ず塀や門等を設置する必要がある場合に
については、接道する道路からの視認性を確保できるもの
- ⑥ 区域の面積が300㎡以上であること
- ⑦ 大和郡山市立地適正化計画に定める居住誘導区域の外であること
- ⑧ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると
認められるものであること
- ⑨ 農地等利害関係人の同意が得られていること

6. 指定しない農地等(案)

- ① 過去に買取り申出がされ、行為制限が解除されたもの
(買取り申出時と所有者が異なる場合は除く)
- ② 主たる従事者の年齢が65歳以上のもの
(65歳未満の後継者を指名できる場合は除く)
- ③ 主たる従事者が故障認定者（過去に故障を理由に買取り申出をした者）であるもの
- ④ 農地転用の届出が行われているもの

生産緑地新規指定 対象農地分布イメージ図 (令和5年1月1日時点)

